

①求人票「求人職種」の選択肢追加

【画面のイメージ】

求人登録ステップ3 募集職種・条件等の入力

ステップ1
取扱範囲
ステップ2
就業場所
ステップ3
職種・条件
ステップ4
賃金・時間等
ステップ5
応募・選考
ステップ6
入力確認

ステップ3 募集職種・条件等の入力

[1. この求人です募集しようとする職種等を入力してください] ■ : 入力必須

1. 職種

- この求人です募集しようとする職種を1つだけ選択してください。
- 1つの求人票です募集できる職種は1つだけです。複数の職種を募集する場合は、求人票を別途登録してください。
- 求職者が理解しやすいよう、職種の名称は、法令に基づく一般的なものを表示しています。
- 固有の職種名は職務内容に入力してください。
- 必要資格は、Ⅱで入力してください。

■ 求人職種	<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> 介護職 介護補助 (介護助手) 相談・支援・指導員 介護支援専門員 ホームヘルパー 保育士 保育補助 社会福祉協議会専門員 セラピスト 看護職 事務職 栄養士 調理員 施設長 管理者 サービス提供責任者 ユニットリーダー (障) サービス管理責任者 児童発達支援管理責任者 運転手 用務員 その他医療職 定めあり (決まっている) </div>	<p>「介護補助 (介護助手)」は、高齢者施設等に該当します。</p> <p>「求人職種」に介護補助 (介護助手), 保育補助を追加</p>
■ 職務内容		
2. 雇用形態	<ul style="list-style-type: none"> この求人です募集する職種 1つの求人票です募集できる 	<p>異なる雇用形態の募集を行う際は、労働契約の期間を明示することが義務づけられています。そのため、以下により入力してください。</p> <p>イム・雇用期間を定める場合は上限3年※満60歳以上は5年)</p> <p>イム) ※雇用期間の有無は問わない</p>
■ 雇用形態		
3. 雇用開始日	<ul style="list-style-type: none"> 職業安定法及び職業安定法できない求人の申込は 雇用契約の開始日または 紹介 (応募) ・選考後す 	<p>募集を行う際は、労働契約の期間を明示することが義務づけられています。そのため、以下により入力してください。</p> <p>っている場合は「定めあり (決まっている)」を選択して、年月日 (YYYY/MM/DD形式) を入力してください</p> <p>「随時 (採用次第すぐ)」を選択してください (この場合年月日の入力不要です)。</p>